

○消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則

平成 23 年 10 月 25 日 規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成 23 年静岡県条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の手続)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の認定(以下「認定」という。)を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、法人にあっては不均一課税を受けようとする事業税の申告期限前 30 日までに、個人にあっては不均一課税を受けようとする事業税の申告期限までに、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人であるときは、資本金の額又は出資金の額を証する書類
  - (2) 申請者が、出資金の額が 1 億円を超える特別法人(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 24 の 7 第 6 項に規定する特別法人をいう。以下同じ。)であるときは、特別法人であることを証する書類
  - (3) 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める基準に該当することを証する書類
  - (4) 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する事業主、役員又は使用人のうち、消防団員である者の数が同号に規定する区分に応じ、同号に規定する人数であることを証する書類
  - (5) 条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定が存在することを証する書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 知事は、認定をしたとき、又は認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、認定をしたときは、速やかに申請者の事業税の課税地を所轄する財務事務所の長に通知しなければならない。

(一部改正〔平成 28 年規則 37 号〕)

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 37 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 1 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 33 号)の施行の日(令和元年 7 月 1 日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、

改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和 2 年 7 月 28 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別記様式(第2条関係)(用紙 日本産業規格 A4 縦型)

消防団活動協力事業所等に係る要件認定申請書				
				年 月 日
静岡県知事 様				
申 請 者	住所又は 所在地			
	氏名又は 名称		電 話 番 号	(     ) —
消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則第2条の規定により、消防団の活動に協力する事業所等の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、認定を受けた際には、財務事務所長へその旨を通知することに同意します。				
事 務 所 又 は 事 業 所 の 状 況	県内の全ての事務所 又は事業所名	所 在 地	消防団員である 使用人等の数	表示制度 (注)の認定 年 月 日
			人	年 月 日
			人	年 月 日
			人	年 月 日
			人	年 月 日
申請に係る事業年度又は年		法 人	年 月 日から 年 月 日まで	
		個 人	年	
(以下、法人のみ記載)				
法人事業税の申告期限		年 月 日(延長 月)		
事業年度終了の日における 資本金の額又は出資金の額		円		

(注) 「消防団協力事業所表示制度」の実施について(平成18年11月29日付け消防災第427号消防庁長官通知)に基づき、市町の長又は市町の消防長が実施している消防団協力事業所表示制度をいう。